

市立ひらかた子ども発達支援センター預かり保育業務委託仕様書

1. 業務名

市立ひらかた子ども発達支援センター預かり保育業務

2. 業務場所

市立ひらかた子ども発達支援センター
(枚方市磯島北町3番2号)

3. 委託期間

令和7年(2025)年4月1日から令和10年(2028年)3月31日まで

4. 業務内容

- (1) 市立ひらかた子ども発達支援センター（以下「センター」という。）を利用する児童のきょうだい児の預かり保育を実施する。
- (2) 前号の業務には、業務に係る準備、後片付け、清掃等を含むものとする。
- (3) 業務の実施にあたっては、児童福祉法（以下「法」という。）並びに認可外保育施設指導監督基準（以下「基準」という。）、その他法令、通知等を遵守するものとする。

5. 保育実施日

センターの通所日のうち、市立ひらかた子ども発達支援センター預かり保育（以下「預かり保育」という。）の利用申込みのあった日

(参考) センターの通所日

平日 月曜日から金曜日

※国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始12月28日～1月3日、センターが決定する休所日は除く

6. 保育時間

(1) 保育時間は、次のとおりとする。

区 分		実施時間
すくすく		9時30分～11時45分
なのはな	A	9時30分～13時30分
	B	9時30分～14時30分

(2) 前記の保育時間は、変更する場合がある。

7. 利用児童の要件

預かり保育を利用できる児童は、センターに親子で通所してる児童のきょうだい児とする。対象年齢は次のとおりとする。

区 分	対象年齢
すくすく	0～2歳児
なのはな	0～3歳児

※0歳児の場合は、首がすわってから利用とする。

8. 保育児童数

最大5人

9. 業務体制

- (1) 本業務の実施にあたり、業務全体を総合的に監督し発注者との連絡調整を行う者として、業務責任者を1人配置すること。
- (2) 業務責任者は、保育士資格を有し、保育所等において5年以上の保育の実務経験を有するものとする。
- (3) 業務従事者として、保育士資格または幼稚園教諭免許を有する者を常時2人程度配置すること。

10. 特記事項

- (1) 預かり保育の実施日及び利用人数は、預かり保育の実施月の前月の4営業日前までに発注者から受注者に連絡するものとする。
- (2) 年度当初や月の途中で預かり保育の申込みがあった場合など、発注者が必要と認める場合は、前号の規定に関わらず、預かり保育の実施を要請する場合がある。この場合、受注者は、業務従事者の配置が可能な範囲で協力するものとする。
- (3) 利用者のキャンセル等により、預かり保育の利用人数（以下「利用人数」という）に変更が生じ、業務従事者が従事する必要がなくなった場合は、発注者は受注者に速やかに連絡するものとする。
- (4) キャンセル等による利用人数の変更は、預かり保育の実施日の3営業日前の17時まで可能（災害等の緊急時の場合は1営業日前まで可能）とする。それ以降の変更で、利用人数が0人となった場合は、発注者は業務従事者の時間単価1時間分に従事した人数を乗じた額を受注者に支払うものとする。

11. 受注者の責務

(1) 保育対象児の安全管理

受注者は、預かり保育の利用児童（以下「利用児童」という。）の安全衛生確保のため、業務従事者に対する教育の実施、施設・器具等の管理、その他安全衛生確保の管理に十分留意するものとする。また、保育中の緊急時は、発注者の指示に従うものとする。

(2) 事故発生時の対応

業務実施中に事故が発生した場合は、受注者が対処するものとする。また、発注者に速やかに報告するものとする。

(3) 業務従事者の身分の明確化

受注者は、職員と明確に区分ができるよう、業務従事者にエプロンまたはスモック等に名札を着用させること。ただし、安全面を配慮し、衣服等にピンは使用しないこと。

(4) 業務従事者の健康診断

受注者は、法並びに基準に基づき、業務従事者の健康診断を行い、発注者に報告するものとする。

12. 業務従事者の責務

(1) 本業務で使用する部屋等は常に清潔の保持に努めること。

(2) 本業務に必要な物品以外は持ち込まないこと。

(3) 保育実施時間前までに準備を完了させること。

(4) 保育中は利用児童の様子を「保育記録用紙兼業務日誌」に記入し、保育終了時、保護者に対して保育中の様子を説明すること。

(5) 利用児童の様子等によりやむをえない場合は保護者の了承のもと授乳を行っても差し支えない。その際は、保護者が持参したものを使用すること。

(6) 業務終了後、業務報告を作成し、発注者に提出すること。

(7) 災害等の緊急時においては、利用児童の安全確保に努め、発注者の指示に従うこと。

13. 損害賠償

(1) 業務中の業務従事者の負傷、若しくは死亡することがあっても、発注者は一切の責めを負わない。

(2) 受注者は、業務の履行について損害賠償責任保険に加入すること。また、当該損害賠償責任保険契約の写しを提出しなければならない。

(3) 利用児童に損害を与えた場合、施設・設備に起因する損害は発注者の責任とし、保育に起因する損害は受注者の責任とする。なお、利用児童の保護者等から提訴された場合は、発注者・受注者の間で協議をするものとする。

14. 受注者の負担

(1) 発注者の負担

業務の遂行に必要とする電気・水道等の光熱水費及び施設又は備品の修繕等の維持管理費用。保育に必要とする物品（マット、玩具、救急用品等）。なお、利用児童の着替え、おむつ、授乳に必要なものは、保護者が用意しているものを使用すること。

(2) 受注者の負担

業務従事者の被服費、健康管理、教育訓練に係る費用。

※上記以外の負担区分が不明確なものについては、発注者・受注者が協議のうえ決定

するものとする。

<業務及び費用分担表>

	項 目	発注者	受注者	保護者
1	施設に係る費用(光熱水費、修繕等)	○		
2	保育必要物品(マット、玩具、救急用品等)	○		
3	保育対象児の名簿、業務日誌及び保育対象児の保育記録用紙	○		
4	実施日時、保育対象児数報告	○		
5	従事者名簿作成、実施日担当者名簿作成		○	
6	業務日誌、保育の記録記入、保護者への保育内容報告		○	
7	損害賠償責任保険への加入		○	
8	業務従事者に対する健康診断、教育指導		○	
9	業務月間報告書の作成		○	
10	保育対象児の着替え、おむつ、授乳用品、タオル等			○

15. 提出書類

- (1) 業務責任者及び業務従事者の名簿を本業務開始日まで届出ること。当該届出には、保育士資格または幼稚園教諭免許の写しを添付すること。また、業務責任者及び業務従事者を変更する場合は、速やかに届出ること。
- (2) 保育実施日の確定後、実施日ごとに担当する業務従事者を報告すること。報告後、担当する業務従事者を変更する場合は速やかに届出ること。
- (3) 毎月の業務完了後、業務月間報告書を作成し、速やかに発注者に提出すること。
- (4) その他の提出書類は、本仕様書の定めるによる。

16. 支払方法等

支払いは実績払いとする。詳細は次のとおり。

- (1) 受注者は、毎月の業務完了後、業務月間報告書を作成し、保育時間単価に業務従事者の配置時間に乗じた金額を算出すること。1時間に満たない保育時間については、15分単位で保育時間単価に4分の1を乗じ金額を算出すること。(1円未満の端数は切り捨てとする。)
- (2) 受注者は、業務月間報告書及び請求書を発注者に提出すること。
- (3) 発注者は、請求書を受けた日から30日以内に支払いを行う。

17. 教育訓練

受注者は、業務従事者が当該業務に従事するのに必要な教育・訓練を行い、その資質を

評価し業務を遂行する力量を確保した上で、業務に従事させること。

18. 再委託

本件業務は、再委託してはならない。

19. 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり関係する法令を遵守しなければならない。

20. 守秘義務

受注者は、本件業務の履行に関して知り得た事項について、委託期間中はもとより、委託期間終了後も他に漏らしてはならない。

21. 協議

業務内容の詳細について、不明な点が生じた場合は、発注者と受注者がその都度、協議するものとする。

22. 環境方針

本市は、地球環境に対処するため、自ら実施する事業や事務活動について環境への影響を把握し、環境の改善と保全に取り組むため、独自の環境マネジメントシステムを運用している。業務に際しては、別紙「枚方市環境方針」を参考に十分環境に配慮すること。

枚方市環境方針

<基本理念>

枚方市は、淀川とその支流である船橋川、穂谷川、天野川からなる豊富な水の流れや東部地域に広がる里山、身近にふれあえるみどりなどの豊かな自然環境に恵まれ、歴史や文化を大切に継承しながら、住宅都市として発展してきました。

近代の私たちの日常生活や経済活動は、市域の身近な環境だけでなく、地球温暖化をはじめとする地球環境にも大きく影響を与えています。

本市は、多くの先人たちによって築き上げ、守られてきた恵み豊かな環境を後世に伝えていくため、令和2年2月に宣言した「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」やSDGs（持続可能な開発目標）のゴール達成を見据え、第3次枚方市環境基本計画のテーマである「地域から地球へ、みんなでつなぐ豊かな環境～住み続けたいまち 枚方～」の実現に向けて、市民、事業者と連携・協力を図りながら、積極的に環境保全の取り組みを進めていきます。

<基本方針>

1. 本市独自の環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷の継続的な低減を図ります。
2. 「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」に基づき、省エネルギー活動や再生可能エネルギーの普及拡大など、二酸化炭素排出量の削減に向けた取り組みを推進します。
3. 第3次枚方市環境基本計画に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進します。
4. 「プラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言」に基づき、プラスチックごみのポイ捨て防止の啓発活動や使い捨てプラスチックの削減に向けた取り組みを推進します。
5. 事業活動のあらゆる面において、環境に配慮を行い、すべての組織で率先した環境保全の取り組みを追求していきます。
6. 環境に関連する法令や協定等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
7. 職員の環境意識を高め、自ら考え、環境に配慮した行動が実践できるように研修を実施します。
8. 環境方針は、すべての職員に周知するとともに、市民等に公表します。

令和3年4月1日

枚方市長 伏見 隆